

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

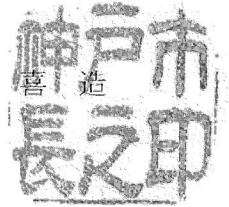
本市で利用実績のあるソリューション・
製品・サービスを用いた情報システムの
追加について

(企画調整局)

神企情第4483号
令和3年3月16日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局情報化戦略部

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 1 項)

	類 型	理 由
11	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「J グランツ」 (国)

※下線は追加項目

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 2 項第 2 号)

	類 型	電子計算機処理 する個人情報	理 由
4	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	・個人の特質を規定する身体に関する情報	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「J グランツ」 (国)

※下線は追加項目

電子計算機処理の制限（条例第11条）に係る類型の追加について

近年のICT化の急速な進展に伴い、事務処理に利便性の高いパッケージソフトの製品化やクラウドサービスの提供、行政手続のオンライン化など、環境の変化がめざましく、本市においても、所管課が新たな事務を行おうとするときは、業務スキームを迅速に構築し、安全かつ正確に処理するため、ICTを活用することが通常となっている。

このような状況を踏まえて、令和2年10月26日、当審議会において、情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築及び本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築の類型化について、ご審議いただき、類型化に至った。

一方、国において、申請手続きの電子化を進めており、この度、経済産業省が補助金手続きの電子化に係るシステム「J グランツ」を開発し、全国の自治体に向けて利用促進を図っているところである。

本市において、補助金の申請手続きが事業上必要な部署から当該システムの活用の相談を既に受けており、ご審議いただいたところであるが、今後も当該システムを活用する事業の増加が見込まれることから、新たに条例11条に規定されている電子計算機処理の制限に関する既存の類型に追加することにより、システム面における個人情報のセキュリティを十分に確保しながら、諮問手続の効率化を図りたい。

記

国が構築した補助金申請システム「J グランツ」は、個人情報に係る情報資産について、セキュリティレベルが確保されていると認められることから、同じソリューションを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められることから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限って、新たに個人情報を電子計算機処理することについて（第11条第1項）の類型11及び個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて（第11条第2項第2号）の類型4に国が構築した補助金申請システム「J グランツ」を追加し、国が構築した補助金申請システム「J グランツ」を主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築する場合は、諮問不要とする。